

令和7年度第1回岡山県自立支援協議会強度行動障害支援部会

資 料

(令和7年7月30日(水))

1	岡山県における集中的支援等の取組状況について	・・・	2
2	岡山県における強度行動障害支援施策(次期取組期間: R8~10)の 展開(案)について	・・・	25
3	令和7年度強度行動障害実態調査に係る企画(案)について	・・・	27
4	令和7年度の各機関の取組状況について *岡山県障害福祉課	・・・	28

岡山県における集中的支援等の取組状況について

1 集中的支援の実施体制について

令和7年度から、県と岡山市が、広域的支援人材と居住支援活用型集中的支援実施施設を共通に登録して、一体のスキームで集中的支援を開始した。

○県と岡山市が同様の要領（P4～9）を策定し、合同のチーム会議で申請ケースを協議検討

○広域的支援人材 …… 1チームと4人を登録（P10）

○居住支援活用型の集中的支援を実施する施設 …… 1施設を登録（P11）

2 強度行動障害支援推進チームについて

本部会の作業部会である「岡山県強度行動障害支援推進チーム」（県障害福祉課、岡山市障害福祉課、倉敷市障がい福祉課、おかやま発達障害者支援センター、岡山市発達障害者支援センター）において、下記事項について、協議・検討の上、取組を進めている。（P12）

<所掌事項>

- ・強度行動障害集中的支援のア及びイに係る協議・検討
 - ア 広域的支援人材及び居住支援活用型集中的支援実施施設の認定
 - イ 申請に係る対応
- ・強度行動障害支援の体制及び仕組みづくりその他必要事項に係る協議・検討

<チーム会議の開催状況>

- ・定期会議 …… 毎月第3月曜日午後
- ・会議の間 …… メーリングリストを活用して情報・意見交換等

区 分		主な議事
第1回	4/21(月)	・集中的支援第1号ケースの協議・決定 ・令和7年度における取組事業について ・中核的人材養成研修の受講者等の推薦 ほか
第2回	5/19(月)	・居住支援活用型施設に係る状況共有について ・集中的支援の効果的活用の推進に向けて ・集中的支援に係る対応等について ・令和7年度における取組スケジュールについて
第3回	6/16(月)	・集中的支援の集中的支援の進め方について ＊集中的支援で対応するケースの判断について ＊集中的支援の対応・支援の流れについて ・集中的支援に係る周知と運用について ・集中的支援第2号ケースの協議・決定 ・今後の強度行動障害支援に係る施策展開について ・強度行動障害実態調査について
第4回	7/14(月)	・集中的支援ケースの状況共有と検討 ・集中的支援第3号ケースの協議・決定 ・集中的支援に係る周知と運用について ・今後の強度行動障害支援に係る施策展開について ・強度行動障害実態調査について

3 集中的支援の取組状況について

(1) 申請ケースについて

- ・第1号～第3号・・・概要(略)

(2) 課題と検討(考察)

- ①集中的支援への基本的な流れについて
～相談(ケースの把握)から適切な支援へ方向づけ～・・・P13
- ②集中的支援で対応すべきケースの判断について・・・P14
- ③集中的支援制度の適切な周知と効果的な運用について・・・P15～18
- ④集中的支援とケースワークとの連携・協働について・・・P19

4 自閉症コンサルタント養成事業(川崎医療福祉大学)・・・P20

- ・TEACCHの考え方にに基づき、講義、観察、実践のスーパーバイズを通して3年間で自閉症に特化したコンサルタントを養成しようとするもの
- ・広域的支援人材になり得る人材の育成の面から、県の取組との連携をお願いし、令和7年度開始事業において、3名を県から推薦させていただいた。

5 中核的人材養成研修・・・P21～24

- ・令和6年度から国の研修として開始され、今年度が2年目の実施であるが、令和9年度から都道府県の研修として下りてくる見込み
- ・受講者・サブトレーナーの推薦について、今年度から、都道府県に加え、指定都市にも推薦枠が設けられた。(トレーナーは、研修主催者から直接に要請)

区分	令和6年度	令和7年度
受講者	2名(県推薦)	2名(県推薦)、2名(岡山市推薦)
サブトレーナー	1名(県推薦)	1名(県推薦)、1名(岡山市推薦)
トレーナー	2名(県内関係者)	3名(県内関係者)

岡山県強度行動障害集中的支援実施要領

(目的)

第1条 この要領は、県（※1）が、国通知（※2）に基づき、強度行動障害のある児者に対する集中的支援（以下「集中的支援」という。）を実施するに当たり、その事務手続等について必要な事項を定めるものである。

（※1）県が集中的支援を実施する対象は次のとおりである。

- ・岡山市以外の市町村が支給決定した障害児者
- ・県が支給決定した障害児（入所）

*岡山市が支給決定した障害児者については、同市が集中的支援を実施する。

（※2）令和6年3月19日付け、こ支障第75号・障障発0319第1号「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」こども家庭庁支援局障害児支援課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知（以下同じ。）

(支援対象)

第2条 集中的支援の対象は、強度行動障害のある児者（※）であって、自傷や他害など、本人や周囲に影響を及ぼす行動が非常に激しくなり、現状の障害福祉サービス等の利用や生活を維持することが難しくなった児者とする。

（※）障害児にあつては強度行動障害判定表20点以上である児、障害者にあつては行動関連10点以上である者

当該評点については、申請時において、対象児者について支給決定自治体（県においては所轄の児童相談所。以下、同じ。）が実施した直近の調査（障害支援区分の認定調査等）の結果に基づくものとする。

ただし、申請時において、調査が実施されていない場合又は、直近の調査の結果では対象外となるものの、その後、状態が変化していると認められる場合は、改めて、支給決定自治体が、調査した結果に基づくものとする。

なお、当該調査は、障害児については「強度行動障害判定表」（平成24年厚生労働省告示第270号・第14号）、障害者については「障害支援区分認定調査の行動関連12項目」（平成18年厚生労働省告示第556号・第1号の2）によるものとする。

(支援内容)

第3条 集中的支援は、広域的支援人材（※1）による対象の障害福祉サービス等（※2）の事業所等（以下「事業所等」という。）に対するコンサルテーション等を通じて、前条の児者が生活を維持することが難しくなった背景にある個々の障害特性と生活環境をアセスメントし、それぞれの障害特性に応じた支援や環境調整等を事業所等と共に行い、当該児者の状態の軽減を図るため、次のいずれかの類型により実施するものとする。

(1) 事業所訪問型

広域的支援人材が、事業所等を訪問して、集中的支援を実施するもの

(2) 居住支援活用型

居住支援活用型集中的支援実施施設（※3）において、前条の児者を受入れた上で、広域的支援人材が当該施設等（※4）を訪問して、集中的支援を実施するもの（※5）

- (※1) 県が、国通知に基づき、認定し、登録した者
- (※2) 療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- (※3) 県が、国通知に基づき、当該支援を提供できる体制を備えているものとして認定し、登録した指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所、指定障害児入所施設
- (※4) (2) の集中的支援には、広域的支援人材が、居住支援活用型集中的支援実施施設を訪問する場合のほか、当該支援終了後に支援対象である児者が利用する事業所等をあらかじめ訪問して、集中的支援を実施する場合を含む。
- (※5) (2) の集中的支援の実施により、集中的支援（Ⅱ）を算定する場合は、集中的支援加算（Ⅰ）も算定できる。

（支援期間）

第4条 集中的支援の期間は、最初の支援実施日が属する月から起算して3月以内（※）とする。

（※）令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 2（令和6年4月5日）問16

（申請）

第5条 集中的支援を希望する事業所等は、支援対象である児者に支給決定を行った県（所轄の児童相談所）又は市町村（以下「支給決定自治体」という。）に、「集中的支援の実施申請書」（様式1）を提出するものとする。ただし、在宅の支援対象である児者について、前条（2）の集中的支援を希望する場合は、当該児者の家族等も申請できるものとする。（※1～3）

2 前項の申請に当たっては、支援対象である児者が計画相談支援・障害児相談支援を利用している場合においては、サービス担当者会議で検討するなど、担当する相談支援専門員等と十分な連携を図っていただかなければならないものとする。

3 第1項の申請に当たり、居住支援活用型の支援を申請する場合においては、事業所等が集中的支援実施後の対象児者の居住の場を確保していただかなければならないものとする。（※4）

（※1）申請書には、次の書類を添付するものとする。

- ・支援対象児者の受給者証の写し
- ・集中的支援に係る同意書（様式2）

（※2）在宅で事業所等を利用せずに生活している支援対象である児者を、当該居住地を所管する自治体が把握した場合は、基幹相談支援センター・児童発達支援センター等と連携・協力の上、対応するものとする。

（※3）必要な場合は、再度、集中的支援を実施することができるが、その場合も、申請のほか同様の手続を踏むものとする。

（※4）令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 2（令和6年4月5日）問13

居住支援活用型の集中的支援を実施する場合で支給決定の変更が必要な場合や、新

たな障害福祉サービス等の利用が必要となった場合は、支給決定自治体が必要な支給決定の手続きを進めることとなるが、集中的支援加算（Ⅱ）（居住支援活用型）においては、利用者が集中的支援を受けた後は元の事業所等に戻ることを基本としているため、必要な支給決定を残しておく等、円滑なサービス利用を図ること。

また、例えば、共同生活援助を利用する利用者に施設入所支援を活用した居住支援活用型の集中的支援を実施する場合に、集中的支援実施期間中に、利用者の意に反して共同生活援助の利用契約を解除することはあってはならない。

（説明・同意）

第6条 前条第1項の申請に当たり、事業所等は、支援対象である児者及びその家族に対して、当該支援を申請すること及びその支援の内容のほか、当該児者に係る個人情報、支援に必要な範囲で支援の関係者において共有することについて説明し、「集中的支援に係る同意書」（様式2）により同意を得ておくものとする。

（支給決定自治体の処理）

第7条 支給決定自治体は、前条の申請書が提出されたときは、当該申請が要件（※）に適合していることを確認するとともに、当該児者への集中的支援の必要性について、当該事業所等と検討を行うものとする。

2 支給決定自治体は、前項の確認及び検討に基づき、「集中的支援の実施申請に係る意見書」（様式3）を作成の上、申請書（様式1）と合わせて、県の申請窓口であるおかやま発達障害者支援センター（以下「センター」という。）に提出するものとする。

（※）要件

①障害児にあつては強度行動障害判定表20点以上であること、障害者にあつては行動関連10点以上であること

→ 第2条の（※）を参照の上、記載すること

②計画相談支援・障害児相談支援を利用している場合には、サービス担当者会議で検討するなど、担当する相談支援専門員等と十分な連携を図っていること

→ 担当相談支援専門員にも確認の上、意見書に記載すること

③居住支援活用型の支援を申請する場合においては、事業所等が集中的支援実施後の対象児者の居住の場を確保していること

→ 支援実施後の対象児者の居住の場となる施設等の責任者にも確認の上、意見書に記載すること

*支給決定自治体は、②・③の要件に適合していないと判断した場合は、要件が満たされるよう助言指導等するものとする。また、居住支援活用型に係る③の要件を満たすことができない場合においては、事業所訪問型の支援の必要性等について、事業所等と検討するものとする。

（県の処理）

第8条 センターは、前条第2項の申請書及び意見書の提出があつたときは、申請ケースについて所要の調査・確認等を行い、岡山県強度行動障害支援推進チーム（以下「支援推進チーム」という）（※1）において協議・検討した上で、その結果に基づいて申請に係る対応を行うものとする。

2 前項の対応において、センターは、集中的支援の実施が適当である場合は、県が登録した広域的支援人材及び居住支援活用型集中的支援実施施設と調整の上、当該申請ケース

に対応する人材及び施設を選定し、支援の実施を「集中的支援の実施要請書」（様式4）により依頼するとともに、申請者及び支給決定自治体に対して、「集中的支援の実施申請に係る通知書」（様式5）により通知するものとする。

- 3 センターは、集中的支援の実施が適当でない場合は、申請者及び支給決定自治体に対して、その旨を通知書（様式5）により通知するものとする。（※2）

（※1）岡山県自立支援協議会専門部会設置要領第7条第1項の規定に基づき設置された強度行動障害支援部会の作業部会を「支援推進チーム」とする。

支援推進チームは、集中的支援の実施に係る検討等において、県域の幅広い支援機関等による協働の推進の観点から、広く公平で効果的な運用が図られるよう留意するものとする。

（※2）その場合、併せて、必要な助言等を行うとともに、発達障害者支援センターによるコンサルテーションなど、集中的支援以外の支援が適当と認められる場合は、当該支援に係る勧奨等を行う。

（集中的支援実施計画の策定）

第9条 前条第2項の依頼を受けた広域的支援人材は、集中的支援の申請者（※1）に連絡の上、事業所等へ訪問等を行い、当該児者及び生活環境のアセスメントを実施する。

- 2 広域的支援人材は、当該アセスメントに基づいて、対象児者の状態・状況の改善に向けた環境調整その他の必要な対応・支援を短期間で集中的に実施するための支援全体の進め方の計画である「集中的支援実施計画」（参考様式6）を、事業所等と共同して作成する。

（※2・3）

- 3 広域的支援人材は、集中的支援実施計画を支給決定自治体に提出するとともに、その複写をセンターに提出する。
- 4 広域的支援人材は、事業者等と共同して集中的支援実施計画を概ね月に1回以上の頻度で見直しするものとする。

（※1）集中的支援の申請書（様式1）の所定欄に記載された申請者

（※2）居住支援活用型の集中的支援を実施する場合は、広域的支援人材は、居住支援活用型集中的支援実施施設とも連携・共同して、「集中的支援実施計画」を作成する。

（※3）当該児者等のアセスメントの結果から、当初の申請内容とは異なり、居住支援活用型の集中的支援を実施する必要があると判断された場合は、広域的支援人材は、センター及び支給決定自治体と連携し、申請者である事業所等並びに支援対象である児者及びその家族に説明し、同意を得た上で、登録された施設と調整して、居住支援活用型の集中的支援の実施も組み込んだ集中的支援実施計画（案）を作成する。

（※4）居住支援活用型の集中的支援を実施する場合で支給決定の変更が必要な場合や、新たな障害福祉サービス等の利用が必要となった場合は、広域的支援人材は、センター及び支給決定自治体と連絡調整を行い、支給決定の手続きを進める。

（集中的支援の実施）

第10条 広域的支援人材は、集中的支援実施計画に基づき、対象児者が利用する事業所等に対して、対象児者の状況や支援内容の確認を行いながら、助言援助を行う。

- 2 事業所等は、広域的支援人材の助言援助を受けながら、対象児者に対して支援を行う。

（※）集中的支援加算（I）（事業所訪問型）の算定は、事業所等が、対象児者に支援を行

う日において、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して、当該児者に対する支援に関する助言・援助等を受けた日に行うものとする。なお、第9条第1項で規定するアセスメントに際しての訪問等についても算定できるものとする。

- (※) 集中的支援加算(Ⅱ)(居住支援活用型)の算定は、施設等の実践研修修了者が中心となって当該児者を受け入れて集中的支援を行うこと、集中的支援の後に当該児者が生活・利用する予定の事業所等に対する当該児者の状況等の共有、環境調整等の助言援助及び集中的支援終了時の引継ぎ等を集中的支援実施計画に基づいて行うこと等を要件とする。

(費用負担)

第11条 集中的支援加算(Ⅰ)を算定する事業所等は、広域的支援人材に対して、当該加算を踏まえた適切な額の費用を支払うものとする。

(集中的支援の終了)

第12条 広域的支援人材は、集中的支援の終了後、事業者等と共同して、「集中的支援実施報告書」(参考様式7)を作成し、支給決定自治体に提出するとともに、複写をセンターに提出する。

- 2 広域的支援人材は、当該報告書を活用し、当該児者の支援に携わる事業所等に支援方法等の引継ぎを行う。

(加算の算定要件等)

第13条 集中的支援加算の算定要件等については、厚生労働省の関係告示及び通知(※)による。

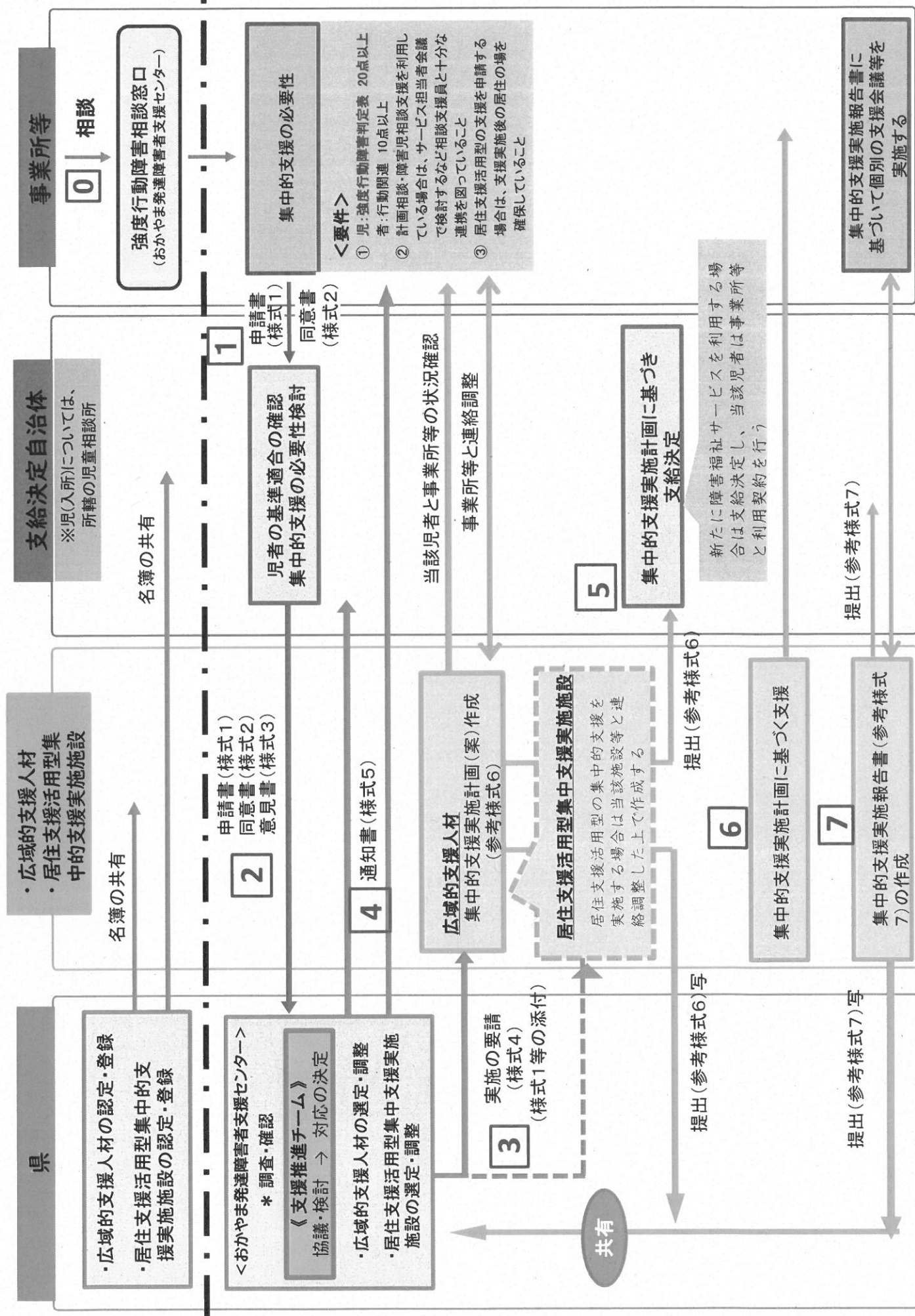
(※) 関係告示及び通知

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

附則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 「障害児入所施設等における集中的支援加算費について」(令和6年10月2日こ支障第221号)に基づき実施する措置入所児童に係る集中的支援についても、本要領に準じて取り扱うものとする。

集中的支援の実施手続の流れについて



広域的支援人材の登録名簿

自治体名 : 岡山県・岡山市
施行日 : 令和7年4月1日
名 簿 : 略

居住支援活用型の集中的支援を実施する施設等の登録名簿

自治体名 : 岡山県・岡山市
施行日 : 令和7年4月1日
名 簿 : 略

岡山県における強度行動障害支援推進体制の整備に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山県における強度行動障害支援推進体制の整備に関して、岡山県自立支援協議会専門部会設置要領第7条第1項の規定に基づき、強度行動障害支援部会（以下「専門部会」という。）に設置する作業部会（以下「作業部会」という。）の組織及び運営について定めるほか、今後の体制整備の検討に必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 作業部会の名称は、「岡山県強度行動障害支援推進チーム」（以下「支援推進チーム」という。）とする。

(組織)

第3条 支援推進チームは、専門部会の会長及び副会長の下、次の者により構成する。

- (1) 岡山県子ども・福祉部障害福祉課の職員
- (2) 岡山市保健福祉局障害・生活福祉部障害福祉課の職員
- (3) 倉敷市保健福祉局社会福祉部障がい福祉課の職員
- (4) おかやま発達障害者支援センターの職員
- (5) 岡山市岡山っ子育成局発達障害者支援センターの職員

2 前項の規定によるほか、支援推進チームには、検討等の事項に応じて、適当な者を加えることができるものとする。

(所掌事項)

第4条 支援推進チームが所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 強度行動障害支援の体制及び仕組みづくりその他必要な事項に係る協議・検討
- (2) 強度行動障害集中的支援のア及びイに係る協議・検討
 - ア 広域的支援人材及び居住支援活用型集中的支援実施施設の認定
 - イ 申請に係る対応

(所掌事項に係る取扱い)

第5条 前条(1)について、支援推進チームは、専門部会の協議を踏まえ必要な事項を協議・検討するものとする。

2 前条(2)について、支援推進チームは、国通知(※)等を踏まえて協議・検討を行ない、集中的支援の実施主体は、その結果に基づいて選定及び対応するものとする。

(※) 令和6年3月19日付け、こ支障第75号・障障発0319第1号「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」こども家庭庁支援局障害児支援課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知

(庶務)

第6条 支援推進チームの庶務は、岡山県子ども・福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

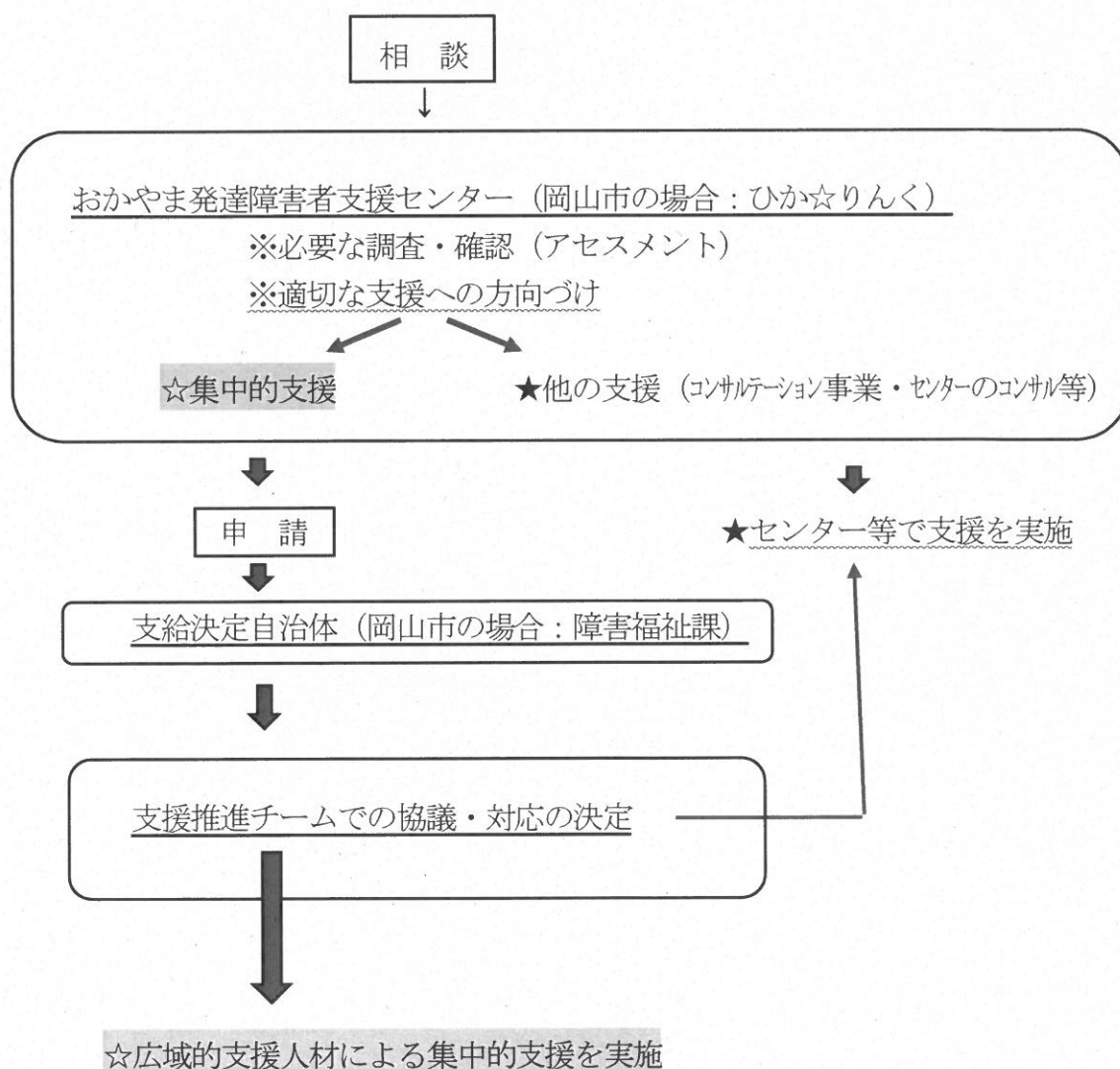
第7条 上記のほか、今後の強度行動障害支援体制については、県内の自治体、関係機関、団体、法人、施設・事業所等が、有効に連携・協働できる基盤づくりに向けて、検討していくものとする。

附則

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

相談（ケースの把握）から適切な支援への方角づけについて（検討）

- *「強度行動障害ケースの相談窓口である発達障害者支援センターへの相談（ケースの把握）から適切な支援への方角づけを行う」ことを基本の流れとする。
- *発達障害者支援センターは、相談ケースに応じて、必要な調査・確認（アセスメント）を経て、適切な支援へ方角づけする。
 - 障害児者福祉サービス事業所からの相談については、ケースの内容等から、集中的支援の適否を確認する。
 - 集中的支援が適当でない判断した場合は、他の支援（県コンサル事業・センターのコンサル等）に方角付けして対応する。
- *集中的支援に方角付けしたケースについては、申請後、当該方角付けが適切であるかを、支援推進チームの協議で確認して（この段階で、他の支援を適当とする判断になる場合もあり得る）、支援の決定等を行う。



集中的支援で対応すべきケースの判断について（検討）

今後の強度行動障害支援に係る地域支援体制での適切な機能分担等の面から、障害児者福祉サービスにおいて支援を求められたケース（あるいは何らかの支援の必要性を把握したケース）について、集中的支援により対応すべきか、他の支援（発達障害者支援センター等による支援）により対応すべきかの整理・判断が必要となる。

この点に係る明確な方針や基準を定めることは難しいが、支援推進チームにおいては、次のことを、現段階での一応の共通認識とする。

集中的支援で対応すべきケースの判断においては、国が示す3要件とともに、次の観点から対象ケースについて検討する。

<国が示す3要件>

- *強度行動障害の状態：スコア10点以上（児：20点以上）+「状態が悪化した児者」
- *サービス担当者会議での検討など相談支援専門員等との十分な連携（計画相談を利用の場合）
- *集中的支援実施後の居住の場の確保（居住支援活用型の場合）

<観点1> 集中的支援の対象像（状態が悪化した児者）としては、概ね次に相応するようなケースであること

- 自傷や他害など、本人や周囲に影響を及ぼす行動が非常に激しくなり、現状の障害福祉サービス等の利用や現状の生活を維持することが難しくなった児者
- 相当程度の行動障害が継続していて、受入れ施設・事業所の多大な（特別な）努力により、どうにか利用が維持されているとか、適切にサービスの利用ができず、家族等が頑張っている状況にある児者

<観点2> 支援を求めている事業所等については、概ね次の状況にあること

- 当該ケースについて、事業所等の支援の問題として、組織的に改善・向上を目指す姿勢があること
(担当者だけでなく、管理職の判断の下に、支援が依頼されており、実際のコンサル等においても、支援を統轄する立場の者を含め対応し、事業所全体の支援に反映して行こうする姿勢であることなど)

<観点3> 対象ケースについて、関係者間で了解できる目標の設定（たとえそれが僅かな改善であっても）ができる状況にあること
(特に居住支援活用型においては、移行の行き詰まりを避ける面からも重要)

岡山県における強度行動障害ケースの相談窓口と支援について

○強度行動障害とは？

強度行動障害とは、自傷、他害、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている「状態」を言います。

強度行動障害にはさまざまな状態像が含まれていますが、強い自傷や他害、破壊などの激しい行動を示すのは重度・最重度の知的障害を伴う自閉スペクトラム症の方が多く、自閉スペクトラム症と強度行動障害は関連性が高いとされています。自閉スペクトラム症は発達早期に存在する脳機能の違いであり、社会性の特性、コミュニケーションの特性、想像力の特性、感覚の特性等の特徴が見られます。こうした脳機能の違いに由来する特性に合わせた関わりや環境がないことで、日々の生活に強いストレスを感じることや、見通しが持てずに強い不安を感じる状態が続くことが要因となり、強度行動障害の状態になりやすいとされています。

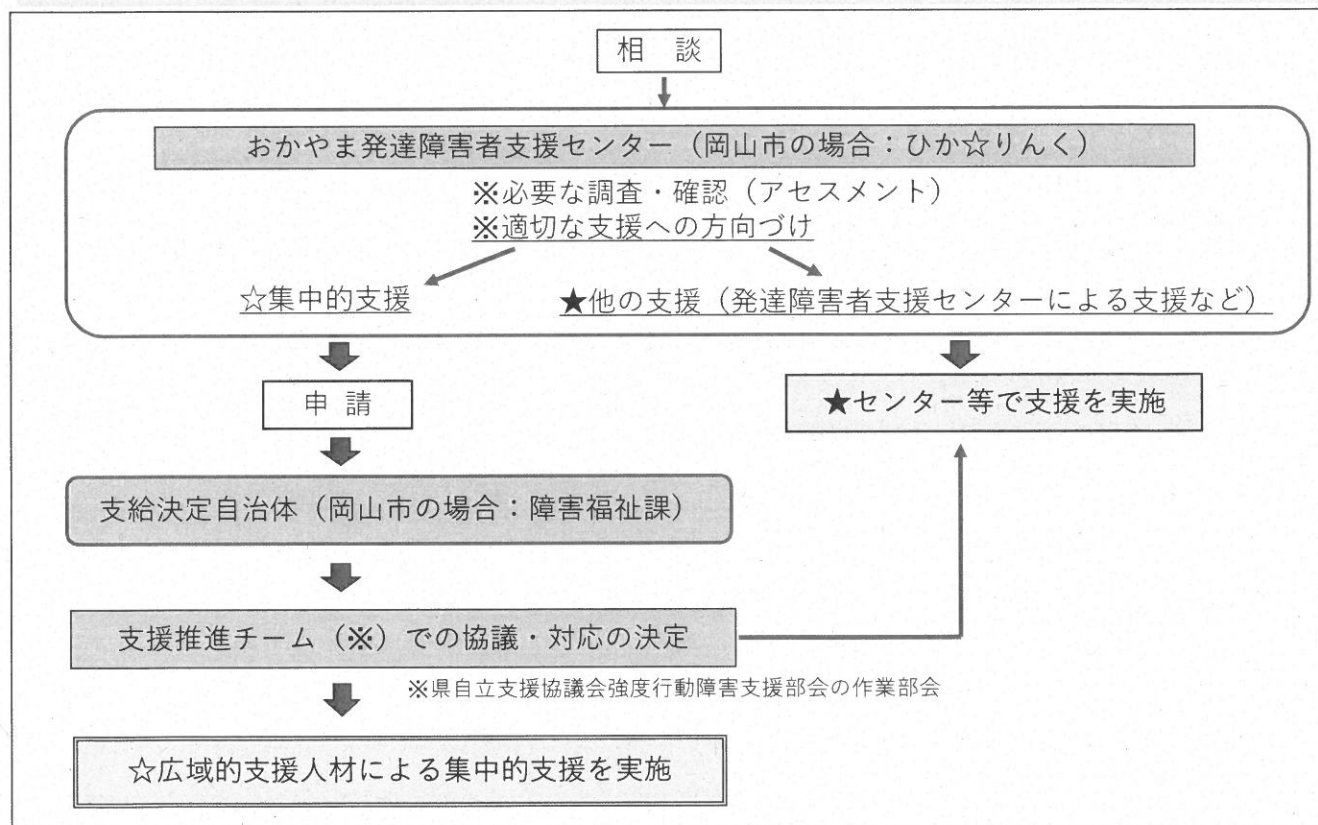
強度行動障害のある方への支援においては、知的障害や発達障害の特性等の個人因子と、どのような環境の下で強度行動障害の状態が引き起こされているのかという環境因子も併せて分析していくことが重要となります。こうした個々の障害特性をアセスメントし、強度行動障害の状態を引き起こしている環境要因を調整していく「標準的な支援」を行うことが必要とされています。

○強度行動障害ケースの相談窓口は？

おかやま発達障害者支援センター	県内の岡山市以外の市町村に居住の方、当該市町村又は県が障害児者福祉サービスの支給決定をしている方	電話：086-275-9277
岡山市発達障害者支援センター（ひか☆りんく）	岡山市に居住の方、岡山市が障害児者福祉サービスの支給決定をしている方	電話：086-236-0051

○強度行動障害ケースに係る支援について

各ケースの状況等に応じて、対象者に対して適切な支援を行っていただけるよう助言等させていただくとともに、必要に応じて、次の「集中的支援」（障害児者福祉サービスの場合に限る）や発達障害者支援センターによる支援などをご案内させていただきます。



岡山県における強度行動障害集中的支援の実施について(R7.4開始)

1 趣旨

強度行動障害のある児者が、行動上の課題が頻発するなど状態が悪化し、現状の障害福祉サービス等の利用や生活を維持することが難しくなったケースについて、広域的支援人材を活用した集中的なアセスメントと環境調整により状態の改善を図るもの。

2 類型

I	事業所訪問型	広域支援人材が状態等が悪化した利用者が利用する事業所を訪問し、事業所の支援者と協力しながら集中的支援を実施
II	居住支援活用型	状態が悪化した児者に対して、居住の場を移し（居住支援系サービス事業所を活用）、そこを広域的支援人材が訪問し、当該事業所の支援者と協力しながら集中的な支援を実施

3 加算の概要

(1) 集中的支援加算 (I) 1000単位/日 <事業所訪問型>

強度行動障害のある児者の状態が悪化した場合において、県及び岡山市（以下「県等」という。）が認定する広域的支援人材が下記対象サービス（※）の事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加える。

<対象サービス>

療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

※ 本加算を算定する事業所等は、県等が選定する広域的支援人材に対して、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこと

(2) 集中的支援加算 (II) 500単位/日 <居住支援活用型>

強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合において、集中的な支援を提供できる体制を備えているものとして県等が認定する指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所、指定障害児入所施設が、他の障害福祉サービス等を行う事業所から当該障害児者を受け入れ、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

※ 集中的支援加算(II)を算定する場合は、集中的支援加算(I)も算定可能

4 申請手続等

★ ケース相談	まず、ケース相談窓口（おかやま発達障害者支援センター・岡山市発達障害者支援センター）にご相談ください。（※そこで「集中的支援」を案内された場合は、以下により申請等を行ってください。）
※申請	上記3（1）の<対象サービス>の事業所等が、支給決定自治体を窓口として、申請する。 ※「居住支援活用型」については、家族等からの申請も可
申請 窓口	県（児童相談所）が支給決定した障害児（入所） ➡ 所轄の各児童相談所 岡山市以外の県内市町村が支給決定した障害児者 ➡ 当該支給決定市町村の障害福祉担当課 岡山市が支給決定した障害児者 ➡ 岡山市障害福祉課
要件	① 児：強度行動障害判定表 20点以上、者：行動関連 10点以上 ※状態が悪化し、現状の障害福祉サービス等の利用や生活を維持することが難しくなった児者 ② 計画相談・障害児相談支援を利用している場合は、サービス担当者会議で検討するなど相談支援専門員と十分な連携を図っていること ③ 居住支援活用型の支援を申請する場合は、支援実施後の居住の場を確保していること
申請書類	申請書（様式1）、同意書（様式2）の写し、対象児者の受給者証の写し
支援期間	3カ月以内（必要と認められる場合は、改めての申請により、再度（続けて）の実施も可）

5 支給決定自治体（申請窓口）の処理

(1)	要件適合の確認	①行動関連評点（障害児：20点以上、障害者：10点以上） ※必要な場合は調査を実施
		②相談支援との連携状況
		③集中的支援実施後の居住の場の確保（居住支援活用型の場合）
(2)	支援の必要性の検討	申請事業所等への確認・検討
(3)	意見書の作成	(1)・(2)に基づき意見書（様式3）を作成
(4)	申請書等の提出	県児童相談所及び岡山市を除く市町村は、県の窓口である「おかやま発達障害者支援センター」（以下「センター」という。）に、次を提出する。
	（申請書類）	申請書（様式1）、同意書（様式2）の写し、受給者証の写し
	（市町村追加書類）	意見書（様式3）、（参考）行動障害の状態が分かる資料（認定調査票等の写し）

6 県等の処理

(1)	調査・確認等	センターが、申請者等に必要な調査・確認等を行う。
(2)	支援推進チーム（※）の検討	申請に係る支援の対応について、協議・検討・決定する。
(3)	広域的支援人材等への要請等	広域的支援人材及び居住支援活用型施設へ支援を要請する。
(4)	申請者（事業所等）等への通知	申請者及び支給決定自治体に対して申請に係る支援の対応について通知（様式5）

※県自立支援協議会強度行動障害支援部会の作業部会

7 支援の標準的な流れ

(1)	アセスメント	広域的支援人材が、申請事業所等を訪問して、アセスメントを実施（居住支援活用型の場合は、当該施設関係者も関与）
(2)	集中的支援実施計画の作成	広域的支援人材が、事業所等と共同して計画を作成（居住支援活用型の場合は、当該施設関係者も関与）
(3)	集中的支援の実施	事業所等は、広域的支援人材の助言指導を受けながら支援を実施（居住支援活用型の場合は、集中的支援終了後に、対象者が利用する事業所等の職員も参画するよう努める。） 計画は概ね月に1回以上の頻度で見直しを行う。
(4)	集中的支援の終了	（居住支援活用型の場合は、広域的支援人材と居住支援活用型施設が連携して、集中的支援終了後に、対象者が利用する事業所等への支援の引継ぎを実施）
(5)	集中的支援実施報告書の作成	広域的支援人材が、事業所等と共同して報告書を作成（居住支援活用型の場合は、当該施設関係者も関与）
(6)	支援方法の共有等	報告書等を活用して、対象児者の支援に関係する他の事業所等と支援方法等を共有
(7)	フォローアップ	（居住支援活用型の場合）計画に定めた上で、広域的支援人材が、集中的支援終了後に、対象者が利用する事業所等への環境調整等の支援を行う。→ 加算（I）の算定が可能

8 その他

措置入所児童に係る集中的支援についても、上記に準じて取り扱うものとする。
*措置した児童相談所を窓口申請する。（加算の基準は、上記3と異なる。）

『ミルキー☆ウェイ』における強度行動障害の状態にある人への集中的支援

岡山県・岡山市における 居住支援活用型集中的支援

対象となる人

- ・認知の仕方や感覚の特異性など、その人の特性に合った支援が受けられないことで現在の環境で自傷・他害・大声・ものの壊しなどがより強く頻回に認められている人
- ・集中的支援により状態の改善や将来の支援の見通しがもてることが期待できる人
- ・強度行動障害判定基準表で10点以上

実施場所

旭川荘愛育寮の集中的支援のために設置されたユニット「ミルキー☆ウェイ」（定員2人・18歳以上・男性のみ）に短期入所します。

実施期間

最長3か月間と決められています。

実施方法

入所前に収集した情報とご家族や支援者の意見をもとに、**広域的支援人材**（県・岡山市に登録された専門家）とミルキー☆ウェイが支援目標を立て、支援を実施します。また、その間、ケース会議を開催します。

実施条件

生活の場の変更がある場合は集中的支援期間終了後の生活の場が確定していること

利用者負担

短期入所の自己負担額

ミルキー☆ウェイ

令和7年4月より居住支援活用型集中的支援の実施場所として岡山県・岡山市が認定しました。ご本人・ご家族、支援者が混乱した状況から一旦離れて、落ち着きを取り戻し、支援を再検討することができるよう、少数の決まったスタッフが対応するなど環境を整えています。

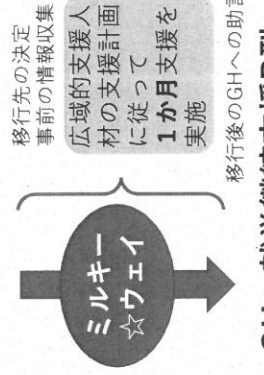
入所支援施設A



事例1

- ・数年前にもあった物壊しが頻回に認められるようになった。
- ・同居者と職員の変更が重なった影響と考えているが、職員が行動を止めることとの繰り返しの中で職員への他害も認められる。
- ・多動や不眠もある。
- ・まずは落ち着けるようにと個室を使用し、スケジュールを示した注目ができない。
- ・他の利用者も落ち着かなくなってきた。

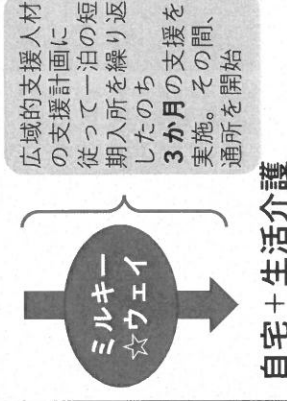
自宅＋就労継続支援B型



事例3

- ・支援学校卒業後、B型事業所に通所している。変化が苦手な高等部の時から時間をかけて事業所に慣れるようにしてきた。
- ・3年通所して、事業所では概ね落ち着いて活動できている。事業所で小さな変化があると帰宅後に母を追いかけ回すようにしてこのわりの行動を強要する。うまくできないうちに付き合っでた家族はこれに悩んでいる。本人が不調だと家族は行動が起らないように生活している。
- ・通所が安定している今、GHに移行したいが、どのように支援を開始してもいいかわからない。

自宅(通所なし)



事例2

- ・支援学校卒業後に利用した生活介護事業所で他利用者への暴力が続き、相談支援専門員が次の生活介護事業所を探しているが、再度他害行為が起らないか心配
- ・家庭では日中の活動がない状態だが、家族で時間を潰している
- ・家庭での過ごし方がわからない。家族で通っている事業所を探している。

始まったばかりの仕組みです。
お気軽にご相談ください。

- お問合せは、相談支援専門員などご本人の状況をよくご存じな支援者の方から下記の**強度行動障害相談窓口**（支給決定市町村の相談窓口）にお問合せください。
- 居住支援活用型集中的支援の対象と考えられた場合、申請書等を各**支給決定市町村の障害福祉担当課**にご提出ください。強度行動障害支援推進チーム（岡山県・岡山市・倉敷市の障害福祉課、県・岡山市発達障害者支援センター）で検討の上、利用を決定します。

相談窓口
対象者の支給決定が

岡山市以外の場合
岡山市の場合

おかやま発達障害者支援センター

電話：086-275-9277
電話：086-803-1235
電話：086-236-0051

集中的支援とケースワークとの連携・協働について（考察）

強度行動障害の困難事案については、ケースワークが極めて困難で、手詰まりとなっている場合が多く、その点は、集中的支援の運用においても、大きな課題となる。

対象者のケースワークの道筋の中に、集中的支援を有効に位置付けることができればいいが、困難ケースの多くは、その道筋を描くこと自体が難しい状況にあると考えられる。

そうした場合に、集中的支援を活用してスモールステップでの前進を目指すことにより、その先の道筋が見えてくる場合もあるのではないか。

逆に、ケースワークにおいて、不確かではあってもその先の道筋が描かれていくことによって、集中的支援を、目標をより明確にして、効果的に実施できるのではないか。

このように、集中的支援を、手詰まりとなった困難ケースの突破口として機能させることが有効ではないか。

その点で、困難ケースへの対応においては、集中的支援に関わる者とケースワークを担う者との連携・協働が、不可欠と言える。

2025年度 川崎医療福祉大学「自閉症コンサルタント養成事業」について

TEACCH Autism Programの理念には、自閉症の人たちへの「生涯にわたる一貫した支援」という考え方があります。そこにあるのは、自閉症の人たちが、安心して人生を歩いていくことができるように、自閉症の特性理解とそれに基づいた支援を幼少期から継続して提供するという姿勢です。

他害や自傷、破壊といった強い問題行動を示す、強度行動障害状態にある人たちに對して、一層の理解と支援が必要とされています。国の対策事業の中では、各施設で支援の核となる中核的人材や、中核的人材を施設外から支える「広域的支援人材」の養成がうたわれています。

各施設や事業所を回り支援を組み立てていく広域的支援人材には、自閉症についての正しい知識の習得及びストラクチャードティーチングを基礎とする現場で実践を進めていくための具体的アイデア、実践が正しい方向に進んでいるかを評価できる視点、さらには支援者に自閉症の視点を伝え、一緒に考えていくコンサルタント技術などが求められると考えられます。

本事業は、TEACCHの考え方にに基づき、講義、観察、実践のスーパーバイズを通して3年間で自閉症に特化したコンサルタントを養成しようとするものです。

<研修概要>

- 1年目 自閉症の基本的な知識、必要な情報の習得など、Zoomによる講義
 2年目 本学教員のコンサルテーションの現場に同行し、観察により学ぶ
 幼児期、学童期、成人期（各2回）合計6か所のコンサルテーションに同行する
 3年目 自らのコンサルテーションの実践のスーパーバイズを受けることにより学ぶ
 スーパーバイズ受講（年2回）＋意見交換会（年2回）
 ※2、3年目のスケジュールについては、研修年度当初にお知らせいたします。

<1年目の講義日程・時間・実施方法>

日 程 2025年6月26日（木）～2026年2月19日（木）
 時 間 18:30～20:00（90分）
 実施方法 Zoomによる遠隔講義

	日程	テーマ	担当
①	6月26日（木）	支援の基本的な考え	諏訪 利明
②	7月17日（木）	自閉症の学習スタイル	小田桐 早苗
③	8月7日（木）	ストラクチャードティーチング	重松 孝治
④	9月11日（木）	構造化支援のフィデリティについて	諏訪 利明
⑤	9月25日（木）	インフォーマルアセスメント	重松 孝治
⑥	10月16日（木）	自閉症のコミュニケーション	重松 孝治
⑦	11月6日（木）	余暇と社会性	重松 孝治
⑧	11月27日（木）	自立について	小田桐 早苗
⑨	12月18日（木）	行動マネジメント	小田桐 早苗
⑩	1月22日（木）	家族との協働	諏訪 利明
⑪	2月19日（木）	コンサルテーションとコーチング	諏訪 利明

令和7年度中核的人材養成研修に関する資料

- 本資料は、各都道府県、政令市で受講者、サブ・トレーナーを選定する際の参考資料としてご使用ください。
- 選定にかかわる関係者への共有は可能ですが、不特定多数が閲覧できる状態での共有はご遠慮いただきますようお願いいたします。
- 本資料に関するお問い合わせは、募集要項に記載しているお問合せ先までお願いします。

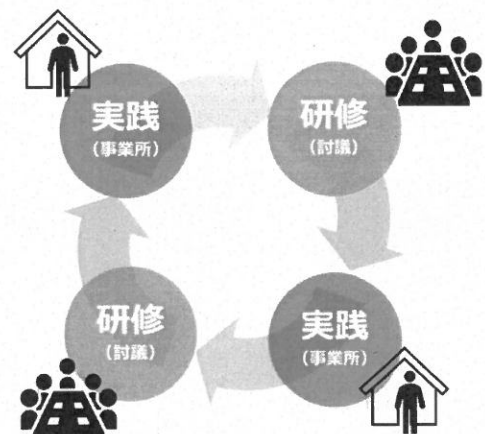
中核的人材養成研修で学ぶこと

受講者（中核的人材候補）

- 標準的な支援を、チームで実施し続けること
- コンサルテーションの活用

サブ・トレーナー（広域的支援人材候補）

- 事業所が標準的な支援を、チームで実施し続けられるようにサポートする方法
- ＝コンサルテーションの方法



※コンサルテーション＝一定期間継続的に組織（法人）外の人材（コンサルタント）から、支援員が専門的な知識やスキル等を学ぶこと

（参考）強度行動障害を有する者への標準的な支援

（強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書より）

○（中略）強度行動障害を有する者への支援にあたっては、知的障害や自閉スペクトラム症の特性など個人因子と、どのような環境のもとで強度行動障害が引き起こされているのか環境因子もあわせて分析していくことが重要となる。こうした個々の障害特性をアセスメントし、強度行動障害を引き起こしている環境要因を調整していくことが強度行動障害を有する者への支援において標準的な支援である。

課題となっている行動の例

- ・ 先の見通しが持てず何度も予定を確認する
- ・ 音に敏感で騒がしい部屋に入れない
- ・ 「拒否」が伝えられず他者を叩いてしまう など

本人の特性

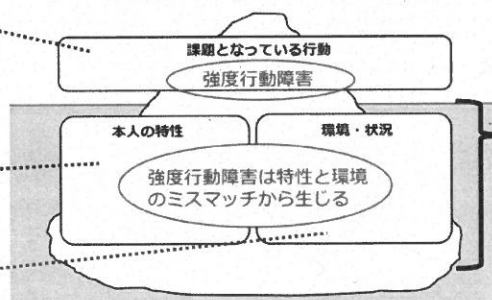
自閉スペクトラム症や知的障害など個々の障害特性

環境・状況

困り感やストレスの要因となっている環境や状況

氷山モデル

見えている行動だけに着目せず行動の背景を考えることが重要
＊強度行動障害支援者養成研修より



標準的な支援

障害特性を踏まえた＊機能的アセスメントを行い、強度行動障害を引き起こしている環境を調整する

＊機能的アセスメント
課題となっている行動がどのような意味（機能）をもっているか調べる

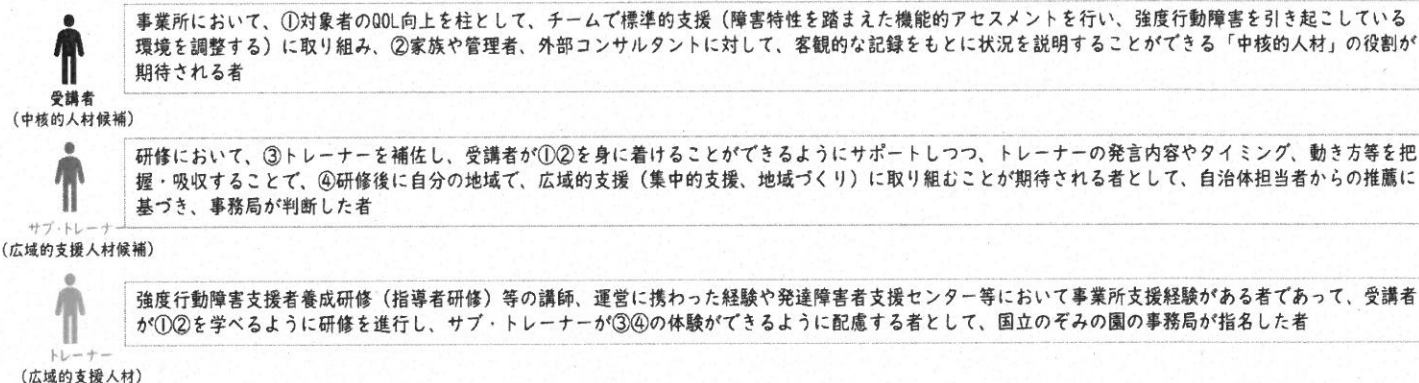
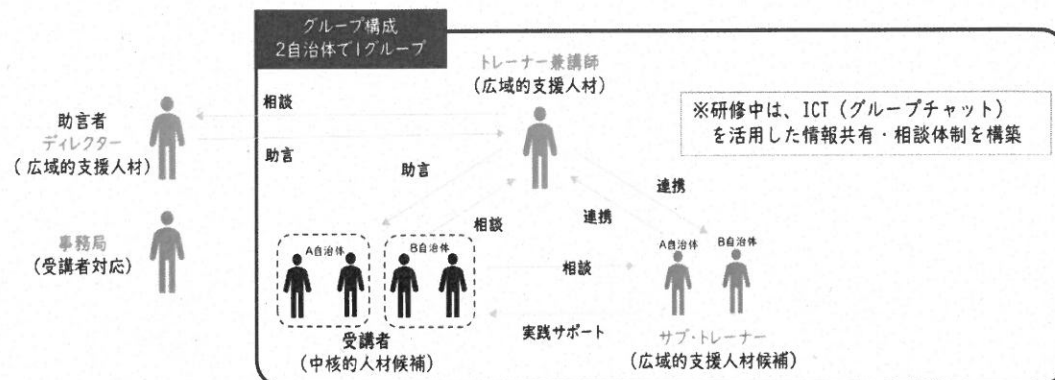
アセスメントに基づく支援計画を立て、実施し、実施内容を評価して次の支援につなげる

予防的支援の重要性

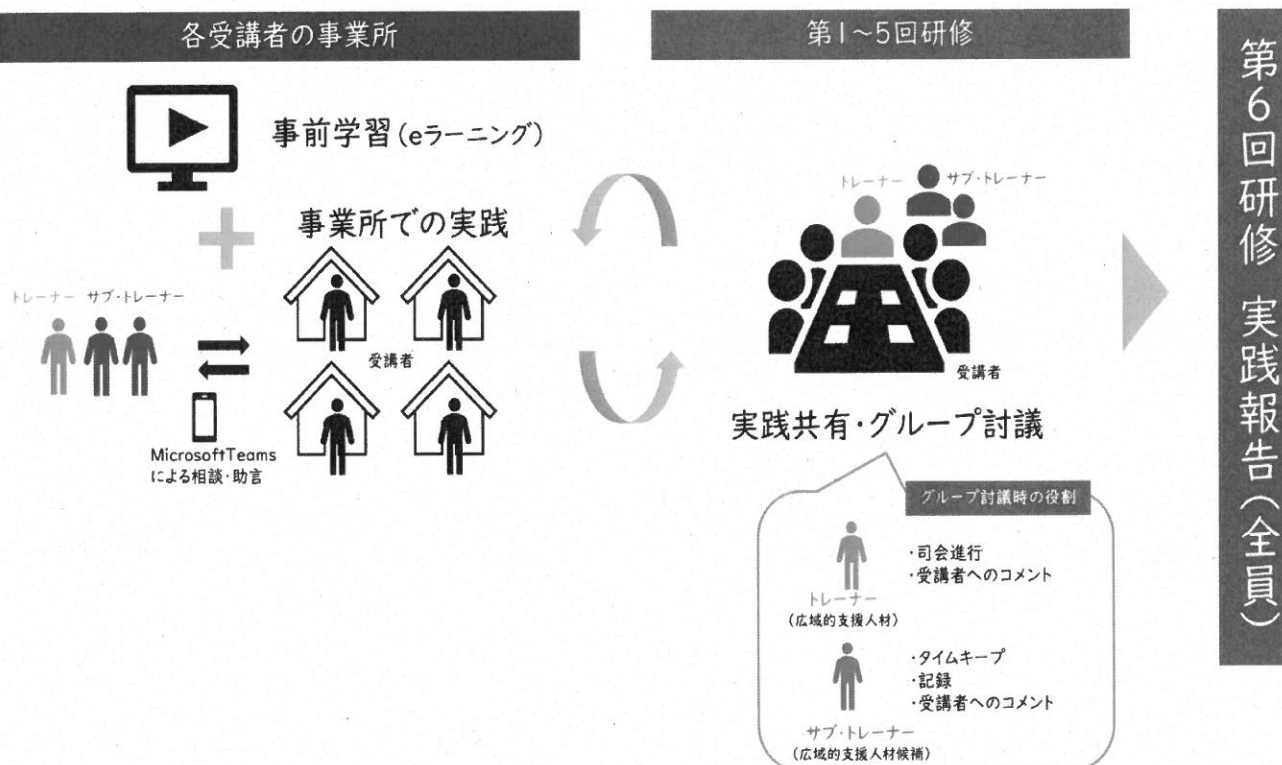
（強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書より）

- 予防的観点を込めて標準的な支援を行うことが必要
- 強度行動障害を引き起こさなくても良い支援を日常的におこなうことが重要
- 支援者、家族、教育等の関係者が、標準的な支援の知識を共有し、地域の中に拡げていくことが重要

中核的人材養成研修の実施体制



中核的人材養成研修（全6回）の構成



中核的人材養成研修のプログラム ※変更になる可能性がございます

	時間	科目名・役割	研修内容（グループ討議）
事前課題	1.5	eラーニングの視聴等	
第1回目	2.5	チーム支援とガイダンス	モデルを含む現場支援の状況・課題整理
実践		eラーニングの視聴 / 事業所における実践	
第2回目	2.5	特性理解とアセスメント	モデル紹介と質疑（特性理解）
実践		eラーニングの視聴 / 事業所における実践	
第3回目	2.5	支援プランの検討	優先課題（標的行動）の検討
実践		eラーニングの視聴 / 事業所における実践	
第4回目	2.5	支援プランの立案	構造化・コミュニケーション支援等の検討⇒試行
実践		eラーニングの視聴 / 事業所における実践	
第5回目	2.5	支援プランの実施と修正	支援プランの実施報告と質疑
実践		事業所における実践	
第6回目	3.0	実践報告	実践報告
フォロー	1回	訪問フォローアップ等	

フォローアップの仕組み

研修期間中

ICTを用いた相談体制	【ねらい】 事業所内において、研修で学ぶ標準的な支援の継続を受講者がしやすくするため相談体制を整える	
訪問によるフォローアップ	【ねらい】 ■ 受講者 事業所環境に則した具体的な環境調整について学ぶ ■ サブ・トレーナー トレーナー養成に向け、トレーナーの助言方法や受講者との関わり方等について学ぶ	

※フォローアップにかかる旅費は、トレーナー分のみ当法人が負担します。

※サブ・トレーナーは、同自治体の受講者へのフォローアップは同行必須です。ただし、旅費は各自負担です。

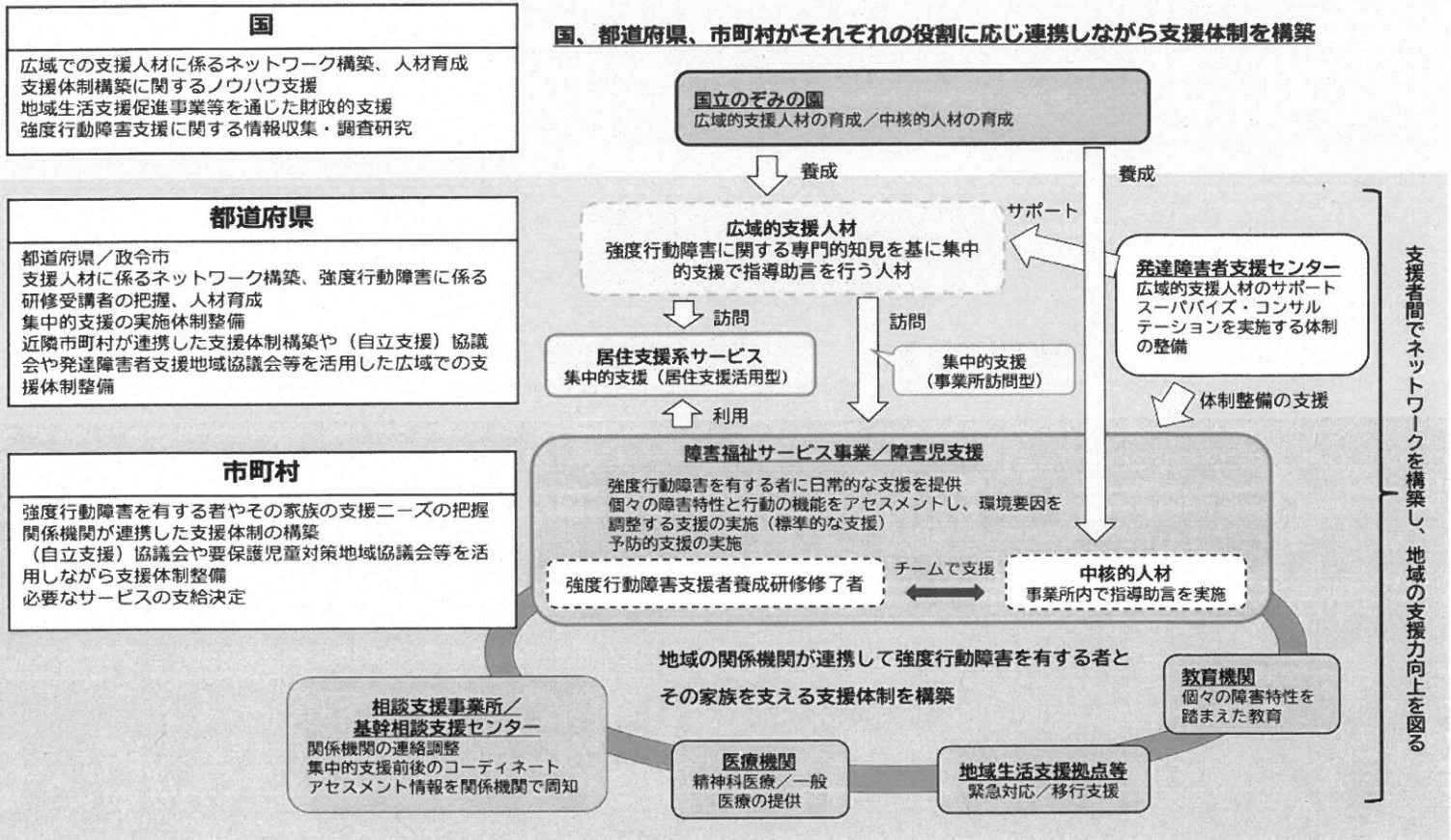
研修前後

支援力向上のための方法（推奨）	【現任研修】 標準的な支援を実施している事業所での実習	
	【トレーニングセミナー】 トレーニング施設での練習とフィードバックを通し、アセスメントの方法や支援のアイデアを学ぶ	

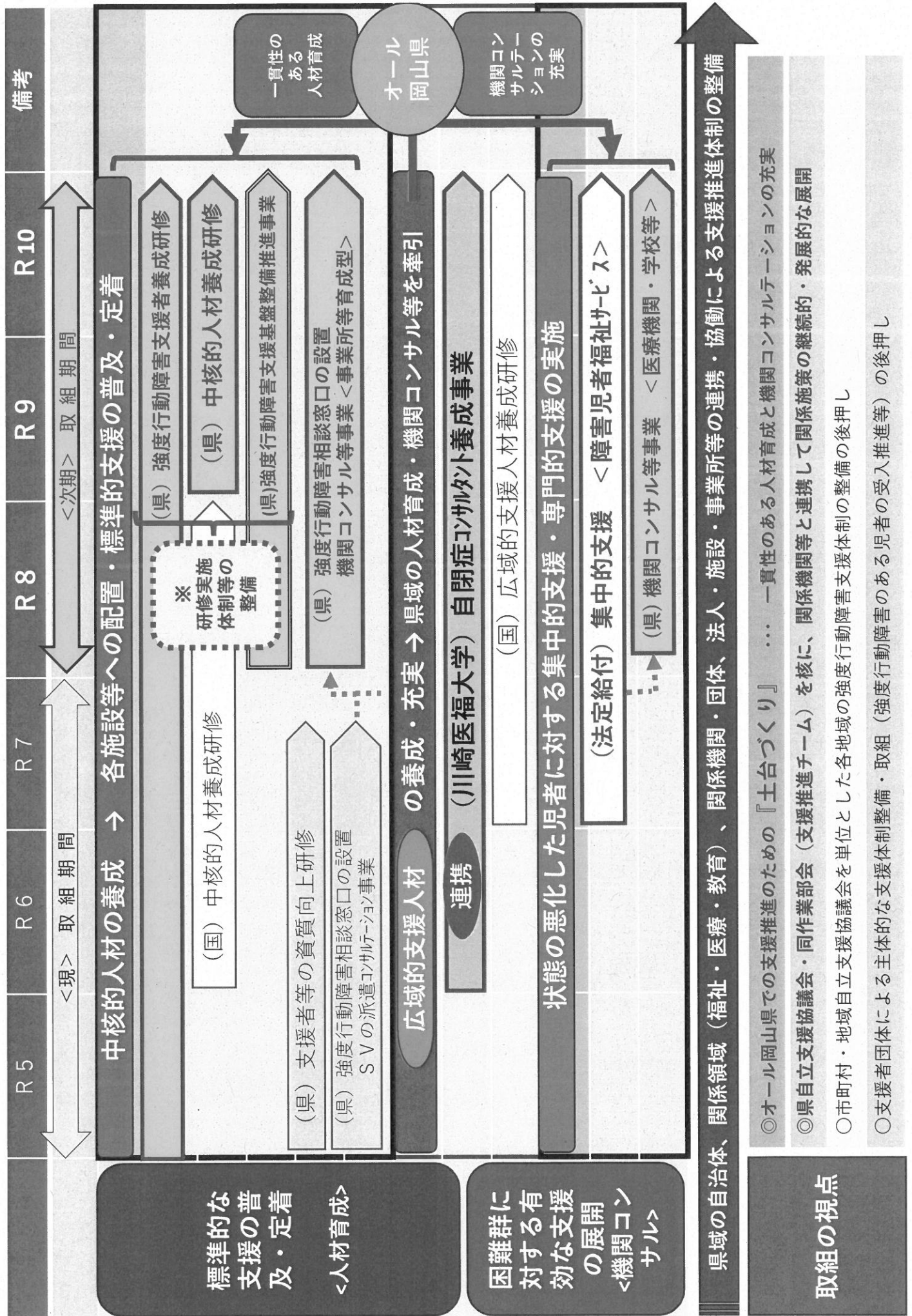
参考：強度行動障害の状態にある児者の地域支援体制

※【出典】厚生労働省

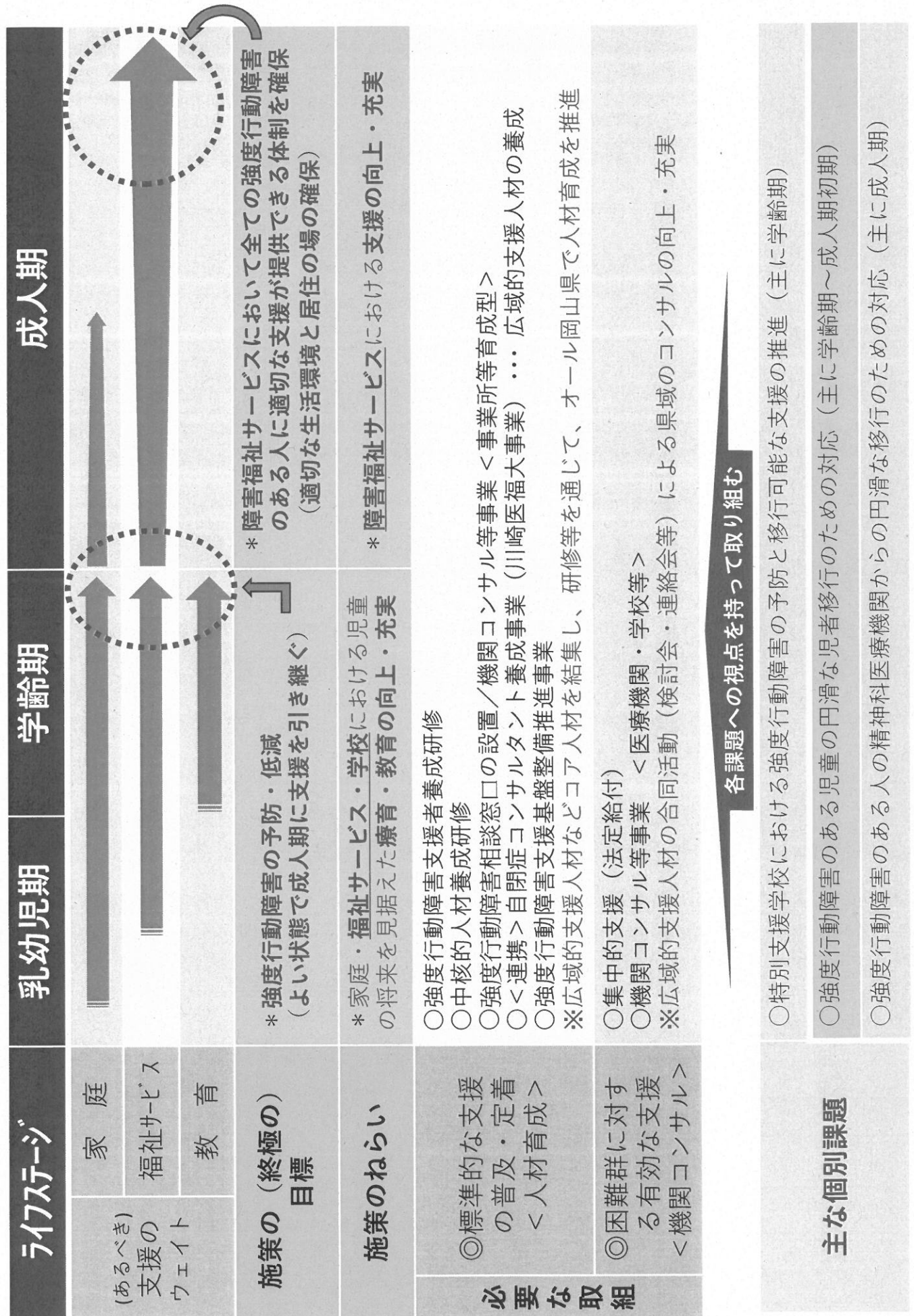
国、都道府県、市町村がそれぞれの役割に応じ連携しながら支援体制を構築



岡山県における強度行動障害支援施策（次期取組期間：R8～10）の展開(案)について



ライフステージを踏まえた強度行動障害支援施策の検討について（案）
（※次期取組期間（R8～10）を念頭に置いた検討）



令和7年度強度行動障害実態調査に係る企画（案）について

1 調査の背景（強度行動障害支援をめぐる現状について）

- ・集中的支援や中核的人材養成研修など、関係施策が大きく動き出している。
 - ＊令和7年度から本県において集中的支援を開始
 - ＊令和6年度から中核的人材養成研修が国研修として開始し、令和9年度から県に下りてくる見込み
- ・都道府県の他、市町村や圏域における地域支援体制の整備が求められている。
 - ＊現行の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針（R5.5.19告示）において、各市町村又は圏域において支援ニーズの把握や課題の整理を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図る必要があるとされている。

2 調査の目的

- ・今後の県施策の柱となる集中的支援や中核的人材養成研修などを有効に展開するために必要・有用な情報・データを把握する。
- ・各市町村や地域自立支援協議会の主体的な取組・関与を喚起・促進するとともに、県と市町村等が効果的に連携する上で必要・有用な各地域の情報・データを把握する。

3 調査の方法

- ・市町村を直接の調査対象とした上で、内容に応じて、関係機関（基幹相談支援センター、相談支援事業所、その他事業所等）とも連携して、各地域の取組の推進や支援体制の整備に資するよう情報を把握して、報告してもらう。
- ・中核的人材養成研修に関連して、今後の検討によっては、関係事業所を調査対象とすることも想定する。

4 調査の内容（例）

- ・強度行動障害のある人の数的把握（行政の認定調査等に基づく把握）
 - ＊行動関連スコア10点以上 …… 重度障害者支援加算に係る基準
 - ＊行動関連スコア18点以上 …… 中核的人材の配置に係る加算基準
- ・上記該当者に関する関連個別項目（障害状況、生活状況、サービス利用状況、重度障害者支援加算の適用状況等）に係る状況把握
- ・強度行動障害により、希望するサービスの利用ができていないケースの把握
 - ＊入所施設の利用ができない
 - ＊GHの利用ができない
 - ＊通所施設の利用ができない
 - ＊短期入所の利用ができない
 - ＊訪問系サービスの利用ができない
 - ＊全くサービスにつながっていない
- ・強度行動障害により、現在のサービス利用が難しくなった状況にあるケースの把握
- ・集中的支援の活用が必要と考えられるケースの把握
- ・児者移行でつまずいているケースの把握

重点事業調書

担当部局・課名		保健福祉部障害福祉課			
重点事業の名称		強度行動障害のある人に対する支援			
第3次 生き生き プラン	重点戦略	Ⅲ 安心して豊かさが実感できる地域の創造			
	戦略の方向	1 保健・医療・福祉充実プログラム			
	施策	6 重点 障害のある人の自立と社会参加の促進			
第2期 創生 戦略	基本目標	4 地域の活力を維持する			
	対策	4 地域の持続的発展のための活力の維持			
	課題パッケージ	4-② 地域社会の活性化			
終期設定(年度)	R7	予算区分	一般	事項名	障害者総合支援推進費、地域生活支援事業費
現状、課題 必要性	【現状】 - 強度行動障害とは、混乱や不安を感じていても言葉ではうまく表現できず、自傷や他害行為等が通常考えられない頻度と形式で出現している状態として定義されており、該当者は事業所での受入れが困難や、受入れ後の不適切な支援により虐待につながる恐れが懸念されている。(県内の強度行動障害のある人：388人 R1) - 一方で、支援によって他害などの危険を伴う行動の回数が減少するなどの支援の有効性も報告されており、施設における適切な支援が可能な体制整備が重要である。 【課題・必要性】 - 県内の福祉施設等への調査や関係団体からの意見等から、強度行動障害のある人に関わる支援者が多くの困難や負担を感じながら支援にあたっている実態が明らかとなっており、支援者からは効果的な支援ノウハウの提供や支援技術のスキルアップを望む声が寄せられている。 - こうした課題を解決し、支援者の負担軽減等を図ることが、強度行動障害のある人の支援の充実につながると考えられる。				
	1 強度行動障害への支援体制整備事業 (1)新規強度行動障害への理解促進事業 - 強度行動障害のある人の理解促進を図るため、県民や関係者を対象としたシンポジウム等を開催 (2)強度行動障害に関わる支援者等へ支援事業 - 受入れ事業所等の支援力向上を図るため、強度行動障害支援者養成研修修了者に対するフォローアップ研修等を行うとともに、スーパーバイザーの施設、病院、在宅、学校等への派遣コンサルテーション等を実施 ① 強度行動障害支援者養成研修 - 強度行動障害のある人に対する適切な支援を行う者を養成する法定研修を実施 ② 新規支援者等の資質向上研修 - 強度行動障害支援者養成研修（法定研修）修了後の施設職員等を対象に、事例検討等により現場での対応力を高めるための研修を実施 - 事業所としての支援方針や環境整備等に関与する役職者を対象に、体制整備や環境整備に係る研修を実施 ③ 新規スーパーバイザーの派遣コンサルテーション - 対応や支援方法について困っている保護者や事業所等からの相談助言を行う窓口を設置 - 施設や病院、学校、保護者等からの依頼に応じて、各分野の専門家（スーパーバイザー）を派遣し、ケース検討、対象者への対応、環境整備等に関する具体的助言などを実施 2 強度行動障害実態調査 (R5 R7 実施) 令和4年度に実施した実態調査によって浮かび上がった課題について、より具体的な調査・ヒアリングを実施				